

新法の施行日前に契約の申込がされた場合であるにもかかわらず新法を適用すると当事者の予測を害する結果になることから、経過措置として、一定の範囲においては施行日前に生じた場合には新法を適用しないことにしています。

よって基本的には平成32年4月1日前に締結された契約や債権債務については旧法を適用することになります。

例えば、施行日以降に債権債務が発生した場合でも、その原因が施行日前に生じていたときには旧法を適用することになります（附則第10条1項、第17条1項等）。平成32年3月に締結したリフォーム契約については4月1日以降に欠陥が発覚した場合でも旧法の適用となります。

ただし以下の場合には新法が適用されますのでリフォーム工事と関係のあり得る範囲で説明いたします。

(1) 時効の中断・停止について

時効の中断・停止（新法においては「時効の更新・完成猶予」）については、時効の中断・停止の原因の発生が新法施行後の場合は新法における「時効の更新・完成猶予」の扱いとなります。

(2) 法定利率について

施行日前に利息が生じた場合にはその利息が生じるべき債権に係る法定利率は旧法が適用されますが、施行日後に利息が生じた場合は新法が適用されます。

また債務不履行時の損害賠償額を算定するために用いられる法定利率については債務不履行における遅滞の責任を負った時点が新法施行後の場合は新法に基づく法定利率となります。

(3) 定型約款について

施行日前に締結された定型取引に関わる契約についても新法が適

用されますが、旧法の規定によって生じた効力は妨げられません。

ただし施行日前に契約の当事者の一方が反対の意思表示（新法を適用しない）を示した場合は旧法が適用されます。

(4) 不法行為による損害賠償請求について

新法の施行日において除斥期間が既に経過していなければ新法が適用されます。

また人の生命・身体の侵害による不法行為については消滅期間が3年から5年になります。

(5) その他（関連するもののみ記載）

弁済充当・相殺の充当について

→ 施行日前に弁済ないし相殺の意思表示がなされた場合、旧法が適用されます。